

障害のある人のグループホーム及び居宅支援に関する要望書

きょうされん

理事長 西村 直

○ グループホームに関して

1989年、知的障害のある人を対象としてスタートとしたグループホームは、家庭的な雰囲気のある住居で、地域生活を行うことを目的にスタートしました。

その後、すべての障害のある人を対象に、希望する障害のある人の暮らす場となり、障害の重い人も暮らす場として変わっていきました。

2006年国連で採択された障害者権利条約では、障害のある人自身が暮らす場を選び、暮らしの質も「他の者」との平等をものさしとすることが宣言されました。2014年に障害者権利条約を批准した日本においても、障害のある人の暮らしの中身は、ひとりひとりが願う暮らしの中身であって、事業所側が用意したサービスの枠組みでおさまるものとしてはなりません。

グループホームの支援は生命・健康を維持し、「他の者」との平等の当たり前の日常の暮らしを送るための支援が中核をなします。

“どんなに障害が重くても希望する地域生活を行うために、グループホームをよりしっかりとした重層的な支援のある制度としてほしい。いつでも望む支援が受けられ、何人かの共同生活を望む軽度の障害のある人にとっても、これからも安心して暮らせるグループホームとしてほしい。障害者権利条約を批准した国にふさわしい「他の者」との平等の暮らしを保障できるグループホーム制度としてほしい。”

グループホームに対しては、たくさんの願いが寄せられています。

こうした願いに応えるために以下の点について、要望します。

- 1、グループホームで暮らす全ての障害のある人の地域生活を充実したものに
するために、正規職員の配置や、深夜や休日も含めて支援する職員の安定的な確保ができるよう、基本報酬単価の大幅な増額を行なうこと。
また、生活の場は利用者にとって安定的に確保されるべきものであることから、事業運営報酬は原則月払いで支給すること。

- 2、土・日・祭日の日中支援に新たな報酬をつくること。
本来、グループホームの基本報酬は、夜から朝までの生活を支援するための仕組みであり、休みの日中支援は、余暇支援、日中活動支援、日中の生活支援などを含めた全く違う内容の支援のため、新たな報酬の仕組みが必要です。
*施設入所支援も同等の扱いを行なってください。
- 3、障害の重い人たちも安心して暮らせるようにするために
 - ① 重度障害者支援加算の対象枠を広げること。
(区分4以上、外部サービス利用型や介護サービス包括型における外部ヘルパー利用の場合も含める)
 - ② 医療的ケアの必要な人がグループホームを利用できるよう、看護師の常勤配置を行うこと。
 - ③ 夜間支援体制加算をさらに充実させること。
 - ④ 通院支援は支援計画に基づいて必要な量を確保すること。
- 4、創設された自立生活援助制度について、地域の中で障害のある人が安心して一人で暮らせるような制度として充実させること。そのために
 - ①対象者
 - ・同居家族の条件を「障害、疾病」に限らず、障害のある人が家族から自立して暮らせるような内容とすること。
 - ②利用期間
 - ・期間の更新ができることを利用者及び事業者にも周知し、本人の状況に合わせた期間設定とすること。
 - ・期間の更新は、市町村によって格差が生じないようにすること。
 - ③報酬
 - ・幅広い支援を行うことから、専任の常勤職員をおけるような報酬とすること。
 - ・夜間、休日等にも対応できる体制を確保できるものとする。
- 5、グループホームの「利用者像」の論議の中身を、障害者権利条約第19条の趣旨にふさわしいものとする。
 - ① 障害当事者が居住の場を選択できることを基本とすること。
 - ② 「非該当、支援区分1・2」のいわゆる「軽度」といわれる人たちにとってのグループホームの役割を正に評価し、位置づけること。
 - ③ 「非該当、支援区分1・2」の人のグループホームでの暮らしに影響する報酬単価の引き下げを行わないこと。

- 6、平成30年3月で経過措置が切れる、介護サービス包括型におけるホームヘルパー利用特例を制度化すること。
- 7、サテライト型住居での利用期限の制限を撤廃すること。
- 8、スプリンクラーの設置のための国庫補助は、平成30年度以降、自動火災報知機の時と同じように基金として、他の施設整備補助とは別に組むこと。
平成30年3月末迄にスプリンクラー設置が難しい場合、期間の延長も踏めて弾力的に対応すること。
- 9、グループホームの建設にあたっての国庫補助金を増額すること。

○ 居宅支援に関して

2003年に障害者のホームヘルプ・ガイドヘルプサービスが全国的に制度化されてから、急速に居宅支援事業を利用する障害当事者が増え、今や居宅支援事業は障害のある人の地域生活を支える重要な支援となっています。

しかし、居宅支援を巡る状況は非常に厳しい状態が続いていると言わざるをえません。きょうされんが2014年に実施した居宅支援に関する実態アンケートでは、およそ8割近くを非正規雇用の職員が占めており、多くは時間給の出来高払いの不安定な給与体系で働いています。

また、移動支援を始めとする地域生活支援事業は、地域によって使えるサービスや時間が大幅に違い、市町村格差の問題が大きな課題となっています。

近年は介護保険分野において、「軽度者への支援の在り方」が検討されていますが、地域生活を送るうえでニーズの高い家事援助に対する利用の見直しの議論は、障害分野においても非常に危惧されることです。

居宅支援を支えるヘルパーは皆、障害がある方の地域生活、自立支援を支えているという高い目的意識を持ち働いています。個々のヘルパーが専門性を高め、雇用の継続性を確保するためには、現状の極めて低い報酬体系を見直し、実態に即した制度に変えていくことが必要です。

以下のように要望するとともに、抜本的な改善策を要望します。

1. 家事援助について

家事援助は、障害がある方の地域生活、自立支援に必要不可欠なものです。
訪問介護の業務内容に、家事援助を正當に位置付けてください。

そのために以下の点を要望します。

- ① 必要な家事援助の利用は、同居家族の有無や区分を問わず認めること。
- ② 家事援助時間については、上限を一律に設けず、実態に合わせて必要な時間を認めること。
- ③ 家事援助の報酬単価は、軽度者対象も含めて、充実させること。

2. 入院中の重度訪問介護の利用について

① 対象者

- ・対象者を支援区分6に限定せず、ニーズに合わせて利用できるよう対象者の拡大をすること。
- ・対象者を現在重度訪問介護、行動援護を利用している方だけに限定せず、居宅介護を利用している方も対象とすること。

② 支援内容

- ・日頃慣れているヘルパーが入院時の介護も出来るよう、支援内容を意思疎通に限定せず身体介護もできるようにすること。

3. 居宅支援を支えるヘルパーの安定的な確保、専門性の向上の為に、現状の極めて低い報酬体系を見直し、基本報酬を大幅に増額すること。

以上